

平成24年度 第7回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成24年10月22日(月) 14時30分から14時57分

2、開催場所：西宮市役所東館8階801会議室

3、出席委員(15人)

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	大川原 成彦
	4番	まつお 正秀
	5番	松本 俊治
	6番	森畑 義明
	7番	大前 輝雄
	8番	吉井 律
	9番	松井 祐一
	10番	岡本 久一
	11番	茶谷 勝視
	12番	高田 孝
	13番	尾崎 清政
	14番	丸 幸良
	15番	奥村 幸弘

4、欠席委員(0人)

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第13号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第25号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

報告第26号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

報告第27号 農業委員会活動整理カードの登録の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森 正一
係長	東 孝二
主事	立花 逸人

議 長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議 長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、8番吉井律委員、9番松井祐一委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願ひします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 まず、議案第13号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第13号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」1件でございます。次のとおり農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。

【議案第13号を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いいたします。

6番(森畑) 議案第13号の1についてご説明します。

申請農地は、市立山口小学校の東100mのところにあります。

譲渡人の さんは、高齢のため当該農地を耕作することが、だんだんと困難になり、この度、規模拡大を希望する方が現れ、農地法第3条の申請により所有権を移転するものです。

譲受人は、上山口第1農会に所属しており、当該農地周辺にも多数の農地を家族と共に耕作し、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられることから、許可されても問題はないと考えます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明が終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同
議 長 (質問、意見なし)
なければ、議案第13号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては許可することにしてご異議ございませんか。

委員一同
議 長 (異議なし)
ご異議がないようでございますので、議案第13号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては許可することにいたします。

議 長
これより報告案件に入ります。
まず、報告第23号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局
報告第23号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書2ページ1件でございます。
【議案書朗読】
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、書類を受理しましたのでご報告します。

議 長
事務局の説明は終わりました。
本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同
議 長 (なし)
質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長
次に、報告第24号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局
報告第24号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書3ページ1件でございます。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長
事務局の説明は終わりました。
本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同
議 長 (なし)
質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長
続きまして、報告第25号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に

基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第25号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございますが、議案4ページ1件でございます。

【議案書朗読】

申請地は9月18日に現地調査をした結果、多品種の畑作物を作付け、肥培管理を適正にされていることを確認しました。申請人は農家台帳により年300日農業従事しており中心的な存在であることを確認しています。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

議長
委員一同
議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

(発言なし)

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして報告第26号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。

事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第26号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書5ページ2件でございます。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(なし)

議長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして報告第27号「農業委員会活動整理カードの登録の件」を報告いたします。

事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第27号「農業委員会活動整理カードの登録の件」でございますが、本日お配りさせていただいた追加報告資料です。

【議案書朗読】

政府は行政刷新会議の下に設置した規制・制度改革分科会が農業委員会の在り方の見直しを含めた第一次報告書を6月18日に閣議決定していま

す。

その中では、農業委員会の客観性・中立性、それを担保すべく審議内容の公開、最終判断の理由開示等、農業委員会活動の透明性を確保すべきであるとされていることから、当該活動整理カードの登録は、農業委員会の活動を全国的に知らしめるための一環として取り組むものです。

議 長

事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(なし)

議 長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長

以上を持ちまして、本日予定いたしておりました議案審議並びに、報告案件はすべて終了いたしました。

議 長

これを持ちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

【別紙】農地法第3条第2項各号の判断基準表

議案第13号 番号1

【譲受人】		【譲渡人】		【作成者】
[Redacted]		[Redacted]		農業委員会事務局 主事 立花 逸人
農地法第3条 第2項各号	該当しない理由			該当 有無
第2項第1号 全部効率利用が 認められない場合	・機械の確保状況	農業用機械一式		該当 しない
	・労働力の確保状況	本人、父、妻、弟		
	・技術	農業後継者として十分に技術を有している。		
	・通作距離	0.2km		
	当該申請地の隣地でも水稻栽培を行っており、上記のことからも耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			
第2項第2号 農業生産法人以外の 法人	個人であるため該当しない。			該当 しない
第2項第3号 信託	信託ではないので該当しない。			該当 しない
第2項第4号 農作業常時従事	・原則150日以上	本人：200日 父：330日 妻：60日 弟：70		該当 しない
第2項第5号 下限面積に 達しない場合	当該地区の下限面積 ・1000㎡	取得前：14,045.73㎡ 取得後：14,185.73㎡		該当 しない
第2項第6号 転貸	許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。			該当 しない
第2項第7号 地域調和に支障を生 ずるおそれがあると 認められる場合	・利用の分断	なし（現地調査より）		該当 しない
	・農業水利の阻害	なし（現地調査より）		
	・無農薬栽培等	なし（現地調査より）		
	・特定品目の生産阻害	なし（現地調査より）		
	・賃借料の著しい高値	所有権の移転のため該当しない。		
	以上のことから、この度の所有権移転にあたって周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、平成24年10月5日に農業委員、坂口代理、大前委員、当該地区の担当の森畑委員及び、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。			